

新しい仙台市地球温暖化対策推進計画の構成 イメージ

背景

- ・ 人為起源の温室効果ガス（GHG）の排出増加が、地球温暖化の原因である
- ・ 世界の平均気温は、過去 100 年で 0.74℃上昇し、近年は温暖化が加速している。
- ・ 21 世紀末の世界の平均気温は、社会のあり方によるが、約 1.8℃～4.0℃の予測幅で上昇するだろう。
- ・ 対策の有無に関わらず、今後 20 年間で、0.4 度の気温上昇が予測される。
- ・ 主要な GHG は、エネルギー起源 CO₂ であり、放置すれば生態系の危機を招く深刻な懸念がある
- ・ 世界全体の GHG 排出量を「今後 10～20 年間にピークアウト、2050 年までに半減」が、自然の吸収量とバランスを取りながら持続可能な発展が可能な条件であると認識される
- ・ 資源・エネルギー・食糧・水の視点からも低炭素社会の形成が喫緊の課題である
- ・ 我が国は主要な GHG 排出国として公平性の条件付きではあるが、意欲的な中期削減目標を掲げた
- ・ 本市の GHG 排出量はピークを過ぎたと思われるものの、横ばい又はやや減少で推移している
- ・ 人口が集中する都市活動に伴うエネルギー消費の削減・高効率化が重要な要素である

改定の趣旨

- ・ 法改正や地域課題を受けて、地球環境への貢献から新時代の地域創造へと取組の舵取りを行う
- ・ 国と連動して、地域から気候変動の緩和策と適応策の戦略的な推進を行い、周辺地域も先導する都市の魅力の再生に取組む時機であると考える。
- ・ 新計画では、豊かな自然環境と都市環境の共生を目指す「杜の都」のあり様が、本市の低炭素都市づくりの根幹であり、21 世紀から未来を見据えた試金石としたい。

計画の基本的事項

○位置づけ

- ・ 温対法第 20 条の 3 第 3 項に定める地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）
- ・ 仙台市環境基本計画の低炭素都市づくりに関する個別計画

○計画期間 2011 から 2020 年度まで（平成 23～32 年度）の 10 年間

○対象とする温室効果ガス

法定 6 ガスのうち、把握が可能な二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とする。 ※特に寄与度の高い CO₂ を検討の中心とする

計画の目標（環境 P 中間案より）

「2020 年度（平成 32 年度）における地域の温室効果ガスの総排出量を、2005 年度（平成 17 年度）比で 25%以上削減する。」

※ 答申までに、国の状況の推移等を踏まえて精査する。

※このほか、個別の目標や指標の設定

○運輸や民生など排出部門別について

○CO₂ 削減以外の進行管理の指標

（例：機器普及率、取組件数）

施策体系（環境基本計画中間案より）

1 エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる

- ・ 持続可能な都市の骨格をつくる
- ・ エネルギー負荷の少ないまちをつくる
- ・ 森林の炭素吸収の保全・吸収能力の維持向上を図る

2 エネルギー効率の高い交通システムをつくる

- ・ エネルギー効率の高い交通体系を構築する
- ・ 環境負荷の少ない交通手段の利用を増やす

3 低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる

- ・ 次世代自動車や最新の省エネルギー機器等の普及と効率的なエネルギーの利用を進める
- ・ 建築物のエネルギー対策を進める
- ・ 資源・省エネルギー技術の研究開発を続ける

4 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる

- ・ 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識を醸成し、転換を促す仕組みをつくる

関連施策（資源循環、自然共生、仕組みづくり）を追加・編集したうえでの施策体系の設定

重点的に行うべき施策

<構築の視点>

- 本市の環境特性・環境資源を踏まえた個性の発揮
- GHG 排出量推計のほかに、施策の進行管理ができる工夫

重点的に進める施策の設定例

○東西線時代の公共交通体系の確立

例) 東西線整備、バス網再編、P&R、モビリティ・マネジメント、コミュニティ・サイクル導入等複合的な施策

○中小企業を巻き込んだ削減対策の導入

例) 一定規模以上の事業者へのエネルギー利用実態の把握と削減の奨励・支援策

○森林等「杜の都」の由縁である緑のエネルギー利用の推進（自然共生、資源循環とも連携）

例) 木質ペレットやチップ、バイオガスなど、再生可能エネルギーの利活用の方策

○新技術等の市役所における率先導入を足掛かりとした市域への普及拡大

例) LED等省エネ・高効率機器の導入と ESCO やBEMS等運用の改善を通じた建築物性能向上(ストック化)等

○市民協働での事業の取組

例) 市民力を活かした環境教育、市民共同発電等まちづくりのムーブメントの支援の手法を含む

○

○

配慮指針

市民、事業者の地球温暖化対策に寄与する行動の指針

(事業者としての市の指針は、新・仙台市環境行動計画)

<例>

- ・できるだけ、環境にやさしく、継続できるエネルギーと機器を選択し、必要なぶんだけ利用します。(機器の例・・・太陽光発電/ヒートポンプ式冷暖房/コージェネ/高効率給湯器等)
- ・できる限り公共交通機関を利用し、自動車の買い替えでは次世代自動車の購入に努め、カーシェアリング、レンタカーなど車をみんなで使う暮らしも考えます
- ・商品のカーボンフットプリントに留意し、長い目で見て満足できる購入を心がけます
- ・森林や公園などの「杜」がもたらすアメニティを共に楽しみます

計画の推進

○進行管理

毎年度⇒⇒市域の GHG 排出量、実施施策及び関連指標の把握と公表、

重点的に行う施策に関する指標の把握及び削減効果等のチェック

中間見直し⇒⇒想定した施策の効果の検証、計画全体のチェック⇒必要に応じて計画見直し

重点的に行う施策の追加・再編・統廃合など

- 組織体制 庁内の推進体制/市民・事業者協働の推進体制/第三者的な評価体制